

## かかりつけ医機能報告制度の概要

### 制度の目的

- かかりつけ医機能報告制度は、地域で必要とされるかかりつけ医機能の充実強化を図り、国民の医療機関の選択に資する情報を提供することを通じて、国民・患者にとって医療サービスの向上につなげることを目指すものです。
- 多くの医療機関に参画いただき、地域で必要なかかりつけ医機能を確保することが重要であり、各医療機関からの報告を受けて、地域で協議を行い、不足する機能を確保する方策を検討・実施していくことが特に重要です。



### ご報告いただく内容

- ご報告いただくかかりつけ医機能の内容は、下記のとおりです。

※報告事項の詳細等については、令和7年度中に、厚生労働省から報告マニュアルを発出する予定です。

<b>1号機能</b>	継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能
<b>【報告事項】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示していること（★）</li> <li>かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無、総合診療専門医の有無を報告すれば可</li> <li>所定の診療領域ごとの一次診療の対応可能の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うこ</li> <li>とができること（★）</li> <li>一次診療を行うことができる疾患</li> <li>医療に関する相談ができることがあります（★）等</li> </ul>
<b>2号機能</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（1）通常の診療時間外の診療、（2）入退院時の支援、（3）在宅医療の提供、</li> <li>（4）介護サービス等と連携した医療提供</li> </ul>
<b>ここから開いて中面をご覧ください</b>	
<p><b>【報告事項】</b></p> <p>（1）通常の診療時間外の診療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況</li> <li>自院における時間外対応加算1～4の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況 等</li> </ul> <p>（2）入退院時の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自院又は連携による後方支援病床の確保状況</li> <li>自院における入院時の情報共有の診療報酬項目の算定状況</li> <li>自院における地域の退院ルールや地域連携クリティカルパスへの参加状況</li> <li>自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況</li> <li>特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者数 等</li> </ul> <p>（3）在宅医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況</li> <li>自院における訪問看護・往診・訪問看護の診療報酬項目の算定状況</li> <li>自院における訪問看護指示料の算定状況</li> <li>自院における在宅看取りの診療報酬項目の算定状況 等</li> </ul> <p>（4）介護サービス等と連携した医療提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況</li> <li>介護支援専門員や相談支援専門員への情報共有・指導の診療報酬項目の算定状況</li> <li>介護保険施設等における医療の提供状況（協力医療機関となっている施設の名称）</li> <li>地域の医療介護情報共有システムの参加・活用状況</li> <li>ACP（人生会議）の実施状況 等</li> </ul> <p><b>【他の報告事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健診、予防接種、地域活動（学校医、産業医、警察業務等）、学生・研修医・リカレント教育等の教育活動 等</li> </ul>	

# 医療機関の皆様へ かかりつけ医機能報告制度 が始まります！

### ●かかりつけ医機能報告制度とは

医療機関の管理者が、かかりつけ医機能に関する情報を知事に報告し、それを知事が公表することを義務付けたものです（医療法第30条の18の4）。

### ●対象医療機関

## 全ての病院・診療所（特定機能病院及び歯科医療機関を除く）

### 医療機関の実施事項

#### 1 報告



毎年1～3月に、かかりつけ医機能の内容について広島県に報告をお願いします。

→原則、医療機関等情報支援システム（G-MIS）による報告となります。  
→かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無も報告事項となります。

#### 2 院内掲示



かかりつけ医機能を有する医療機関の要件として、報告した一定の内容を院内掲示する必要があります。

→医療機関等情報支援システム（G-MIS）において、院内掲示用の様式例を出力できるようにシステム開発を行う予定です。

#### 3 患者説明



おおむね4ヶ月以上継続して医療を提供することが見込まれる場合で、患者・家族から求めがあったときは、治療計画等についてご説明をお願いします。

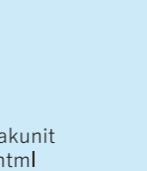
→かかりつけ医機能を有する医療機関は、原則、医療法に基づく患者への説明が努力義務となります。

### ●詳しい情報はこち



#### 厚生労働省

かかりつけ医機能報告制度  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html)



#### 広島県

かかりつけ医機能報告制度  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshi/ki/64/070815kakaritukekinou.html>



## 令和7年度 かかりつけ医機能報告制度・医療機能情報提供制度 に係る定期報告のご案内

### 説明 かかりつけ医機能報告制度・医療機能情報提供制度とは

医療機関の管理者が、医療機能に関する情報を知事に報告し、それを知事が公表することを義務付けた制度です（医療法第6条の3及び医療法第30条の18の4）。

かかりつけ医機能報告制度	医療機能情報提供制度
全ての病院・診療所 (特定機能病院及び歯科医療機関を除く)	対象 県内に所在する全ての医療機関
広島県健康福祉局 医療介護政策課	担当部署 広島県健康福祉局 医療介護基盤課

### お願い

### 令和7年度の定期報告をご入力ください



### ●入力方法

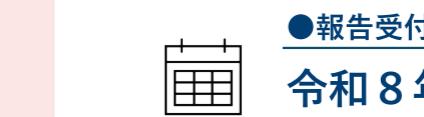
#### 医療機関等情報支援システム（G-MIS：ジーミス）

→ <https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>

G-MIS 検索

### G-MISのシステム操作に関するお問い合わせ

厚生労働省G-MIS事務局 050-3355-8230（土日祝日を除く平日9時～17時）



### ●報告受付期間

令和8年1月5日 月～令和8年2月27日 金

→ 入力後、必ず 報告 ボタンを押してください  
(押さなければ未報告扱いとなります)



### 広島県

〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52

メールアドレス

・医療機能情報提供制度：[imuchousa@pref.hiroshima.jp](mailto:imuchousa@pref.hiroshima.jp)  
・かかりつけ医機能報告制度：[kakarichousa@pref.hiroshima.jp](mailto:kakarichousa@pref.hiroshima.jp)

## 定期報告の流れ

STEP 1

## G-MIS にログイン

G-MIS ユーザ名とパスワードを入力

G-MIS のシステム操作に関するお問い合わせ

厚生労働省 G-MIS 事務局

helpdesk@gmis.mhlw.go.jp

050-3355-8230(土日祝日を除く平日9時~17時)

STEP 2

## 内容を入力



「かかりつけ医機能報告制度」を入力



「医療機能情報提供制度」を入力

\* 「医療機能情報提供制度」では、「かかりつけ医機能報告制度」の入力内容を取り込むことができます

STEP 3

## 広島県HP/医療情報ネットで公表

- かかりつけ医機能報告制度の公表:広島県HP 等
- 医療機能情報提供制度の公表:医療情報ネット(ナビイ)

## よくあるご質問

Q1 かかりつけ医機能報告制度・医療機能情報提供制度は必ず報告を行う必要がありますか

A1 医療法により、都道府県知事に報告することが義務付けられています。

Q2 G-MISの使い方がよくわかりません

A2 G-MISのシステム操作に関するお問い合わせは厚生労働省G-MIS事務局にお問い合わせください。  
(お問合せ先) メール: helpdesk@gmis.mhlw.go.jp

電話番号: 050-3355-8230(土日祝日を除く平日9時~17時)

Q3 かかりつけ医機能報告制度・医療機能情報提供制度の制度に関することがわかりません

A3 まずは厚生労働省HP「かかりつけ医機能報告制度」・「医療機能情報提供制度」をご参照ください。

かかりつけ医機能報告制度 検索 医療機能情報提供制度 検索

問題が解決しない場合、報告制度に関する問い合わせは広島県にお問い合わせください。

かかりつけ医機能報告制度: 082-513-3206 医療機能情報提供制度: 082-513-3056

## ログイン方法

貴機関のG-MISユーザ名(G-MISログインID)

貴機関のG-MIS登録メールアドレス

※ログインID等は来年度以降も使用するため、大切に保管してください。

- ①ログインページでG-MISユーザ名とパスワードを入力後、「ログイン」をクリック



- ②「G-MIS医療機関等情報支援システム」をクリック

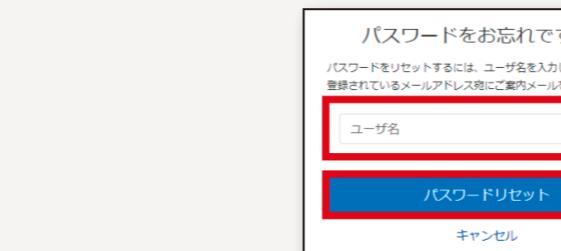


## パスワードが分からぬ場合の再設定方法

- ①G-MISのログインページの「パスワードをお忘れですか?」をクリック



- ②貴機関の「ユーザ名」を入力し、「パスワードリセット」をクリック



- ③上記G-MIS登録メールアドレス宛に厚生労働省G-MIS事務局からメールが送信されますので、メールの本文に記載されているURLをクリック

- ④「パスワードをリセットしますか?」と記載されたG-MISのウェブページに遷移しますので、「パスワードのリセット」をクリック

- ⑤「新しいパスワード」と「新しいパスワードの確認」欄に設定するパスワードを入力



- ⑥「パスワードを変更」をクリック



## ③でメールが届かない場合

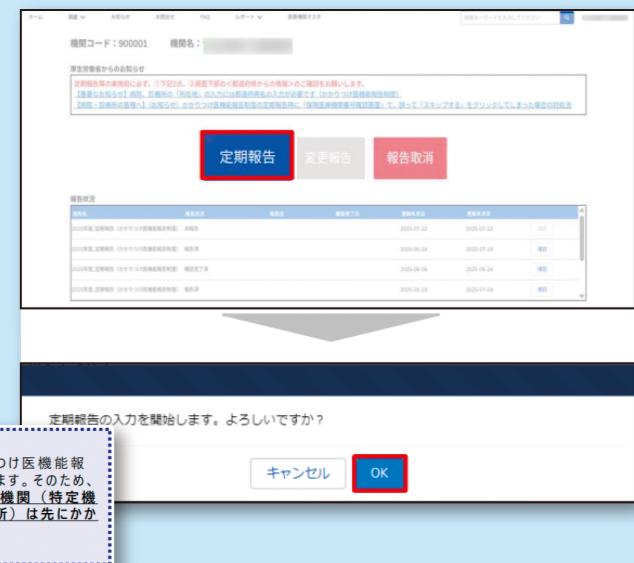
- ②で入力したユーザ名に誤りがないか確認してください。(全角半角や、大文字小文字の誤りが多くみられます。)
- 迷惑メールフォルダを確認してください。
- 厚生労働省G-MIS事務局のメールアドレスhelpdesk@gmis.mhlw.go.jpを安全なメールアドレスとして設定し、上記の手順②から再試行してください。(送信専用アドレスのため、メール送信しても返信はありません)。
- 上記を確認・設定いただいてもメールが届かない場合は、G-MIS事務局までお問い合わせください。

## かかりつけ医機能報告・医療機能情報提供制度定期(新規)報告入力方法

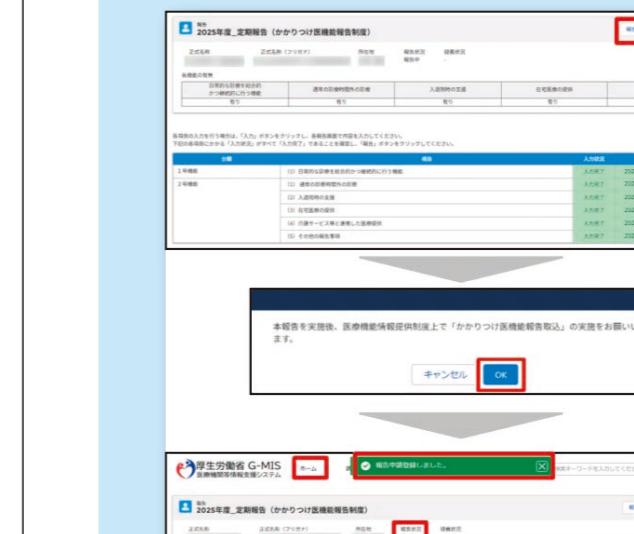
- ①最初に「かかりつけ医機能報告制度」をクリック



- ②「新規報告」または「定期報告」をクリック



- ③報告内容を入力後「報告」をクリック、「OK」をクリック、報告状況が「報告済」になったことを確認してください。



- ④かかりつけ医機能報告制度の入力完了後、医療機能情報提供制度の報告を行います。「医療機能情報提供制度」をクリック



- ⑤「かかりつけ医機能報告取込」ボタンをクリックして、かかりつけ医機能報告取込を実行します。



- ⑥報告内容を入力後「報告」、「OK」をクリック、報告状況が「報告済」になったことを確認してください。



## 報告マニュアル

かかりつけ医機能報告制度・医療機能情報提供制度に係る報告マニュアルについては、下記QRコードをご参照ください。

かかりつけ医機能報告制度  
医療機能情報提供制度